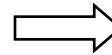


公共調達の適正化に向けた取組について(概要)

公共調達の適正化に関する関係省庁
連絡会議の取りまとめ(H18.2.24)

- 公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性
- 随意契約における不透明性・非効率性についての指摘



- 公共工事における入札契約の改善
- 随意契約の適正化

I. 公共工事等の入札契約の改善

II. 随意契約の適正化

1. 公共工事の入札契約の改善

1. 随意契約の緊急点検と随意契約見直し計画の作成

○一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充(18年度～)

- 予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式に移行
(金額ベースで対象工事の概ね3分の2をカバー) (2億円未満もできる限り導入に努める)
- 総合評価方式の拡充(国交省の目標値を参考に目標値を設定(平成18年度
国交省80%超、農水省50%超など → 平成19年度 国交省90%、農水省65% など
(いずれも金額ベース))
⇒国以外の発注者への普及
- 入札ボンドの導入
平成19年度 国交省:WTO以上の工事で実施、農水省:一部地域で試行

- 公益法人等と締結された全ての随意契約(17年度)について点検
(重点点検項目)

随意契約によった理由

- ・「契約の性質又は競争を許さない場合」による契約
- ・再委託の状況

- 点検結果の中間報告(17年度末時点の状況)

- 問題のあったもの、見直しの余地があるものについては
- 18年度以降、委託等を取り止め
- 一般競争入札等への移行 等

- 「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を18年
6月を目途に公表

⇒公共調達適正化関係省庁連絡会議に報告、各省庁HPに掲載

2. 随意契約の公表の充実等

- 随意契約の公表の適切な実施

⇒財務省通知(H17.2.25)の実施状況の点検及び改善

- 随意契約公表ゲートウェイの新設

⇒本省庁のHPから、全ての地方支分部局等のHPへ直接リンク

- 公益法人等との随意契約理由を具体的かつ詳細に記載

- 公益法人等との随意契約に係る決裁体制の強化

- 公益法人等との随意契約に係る内部監査の重点実施

中央建設業審議会における条件整備の中間とりまとめ(H18.3.29)

- 市場機能を活用した企業評価のための入札ボンド
- 本格的技術力競争のための多段階審査
- 透明性・公正性確保のための第三者機関の活用

○一般競争方式等の入札契約手続きの改善

- 入札情報の公表方法の透明性等の向上 ⇒インターネット公表 等
- 入札契約過程の監視の強化
⇒入札監視委員会の活用、公正取引委員会との連携強化 等
- ペナルティの強化 ⇒ 入札参加の停止期間最長24ヶ月のルール化 等
- 電子入札の一層の活用
- 「談合情報対応マニュアル」策定を全省庁に拡大

2. 公共工事以外の入札契約の改善

- 適切な入札参加資格の設定や仕様書作成
- 予定価格の適正な設定等